

茂原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 30 日

市長、教育委員会、市議会議員

選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会

茂原市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、茂原市長、教育委員会、市議会議員、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標、目標を達成するための取組及び実施時期

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、市長部局、教育委員会、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

(1) 超過勤務の縮減

恒常的な長時間勤務は、仕事と家庭生活の両立を損ねるだけでなく、職員の健全な家庭生活や社会生活に大きな影響を及ぼす。職員一人ひとりが意欲的に仕事に取り組みながら、健康で豊かな生活のための時間を確保し、健康管理と公務能率の維持向上を図る。

目標 : 平成 32 年度までに、月に 30 時間以上超過勤務を行う職員の割合を平成 26 年度の実績（8.2%）より 3.2%以上引き下げ 5%以下にする。

〈取組内容〉

- 1：職員の健康管理や家庭生活等の充実を図るため、毎週水曜日の「一斉定時退庁日」を定着させ早期退庁を促進する。また指定の曜日に課内業務等により定時退庁ができない場合は所属長が他の曜日を定め、週に一日は「一斉定時退庁日」を設け管理職自ら率先して定時退庁に努める。
- 2：各所属に対して超過勤務の縮減に関する行動計画に定める上限（1月につき30時間）を意識させ、上限の時間を超える所属に対しては業務管理者へのヒアリングを実施し仕事の平準化などの事務改善を働きかける。

（2）女性職員の活躍推進に向けた取組

女性職員の登用を阻害する要因として、育児・介護等による時間制約により十分な職務経験が蓄積できないこと、モデルとなる先輩女性職員が少ないことなどが考えられる。職域拡大等により多様な職務機会を付与し、能力・意識向上のための研修に参加させることで女性の成長を支援し、計画的な育成やキャリア形成を図る。

目標：平成32年度までに、課長補佐級以上の職員に占める女性割合を平成26年度の実績（14.5%）より15.5%以上引き上げ30%以上にする。

〈取組内容〉

- 1：女性職員向けに外部講師によるキャリアの考え方等の研修や講演会を行うことで、女性職員のキャリア形成や昇進への意欲醸成を支援・促進する。また男性職員に対しても、研修等を通じて女性職員の活躍を推進する職場環境づくりへの意識啓発を促進する。
- 2：育児休業や介護のための休暇等、仕事と家庭の両立を支援する各種制度の趣旨や内容について職員に周知し、制度の内容やその活用の在り方などに関する情報を提供する。また管理者や職員に対する周知等を通じて「仕事と家庭の両立支援」についての意識啓発に努める。